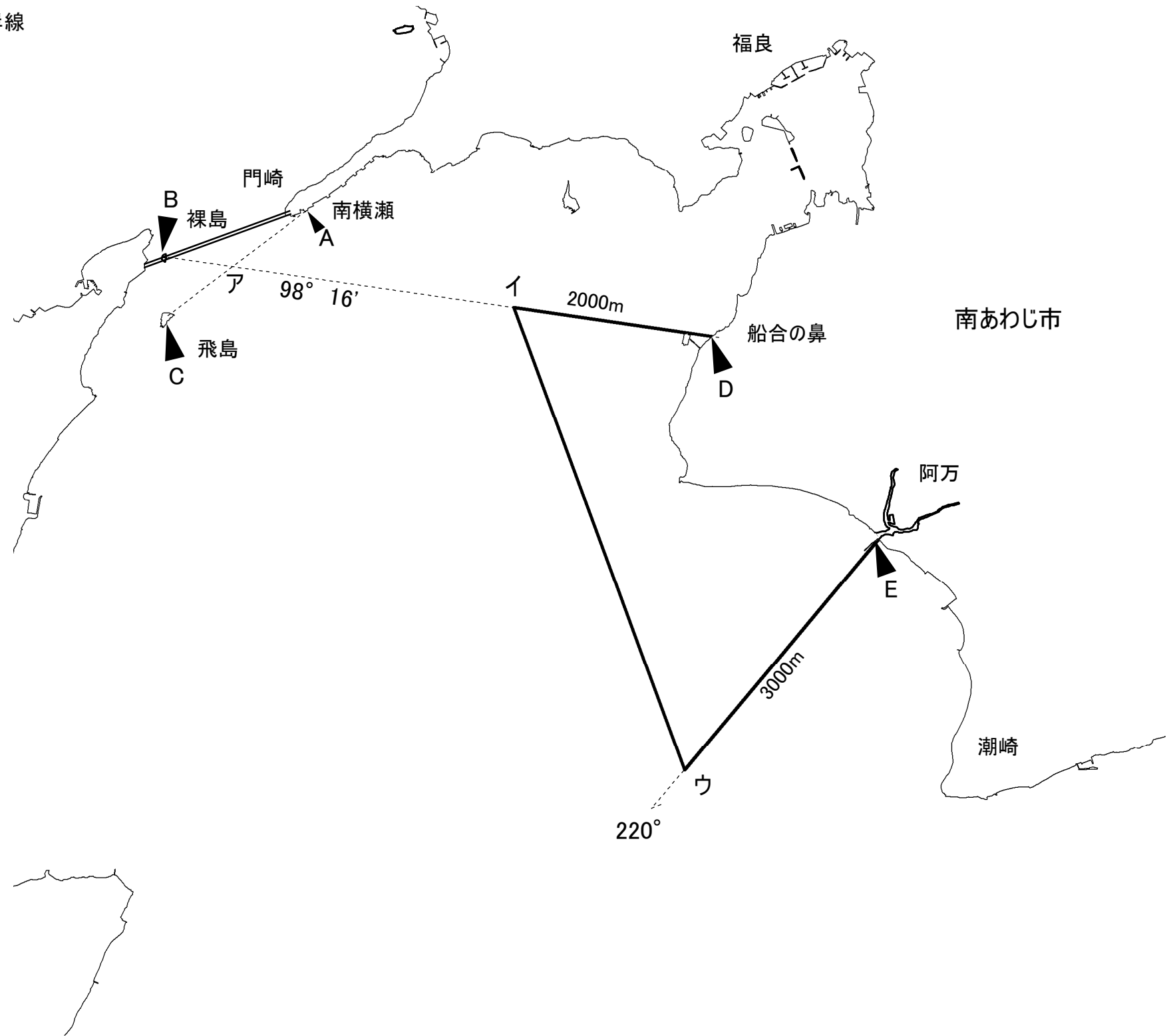


免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 140 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市阿万吹上地先	福良漁協 南淡漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちC、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市門崎南横瀬	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 徳島県鳴門市裸島頂上	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	C 徳島県鳴門市飛鳥頂上	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市本庄川尻左岸	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Dとアを結んだ線上のDから2,000メートルの点	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Eから220度3,000メートルの点	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで  
 付 記  
 制限又は条件  
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第140号  
 漁場の位置 南あわじ市阿万吹上地先  
 漁場の区域 次の点のうちC、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線  
 によって囲まれた区域

- 点の位置  
 A 南あわじ市門崎南横瀬  
 B 徳島県鳴門市裸島頂上  
 C 徳島県鳴門市飛島頂上  
 D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻  
 E 南あわじ市本庄川尻左岸  
 ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点  
 イ Dとアを結んだ線上のDから2,000メートルの点  
 ウ Eから220度3,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第140号漁場

